

## 伊勢原市営自転車等臨時駐車場の設置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自転車等利用者の利便を図るための施設として、伊勢原市営自転車等臨時駐車場（以下「駐車場」という。）を設置し、その駐車料金及びその他使用の手続について、必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
伊勢原駅北口第4バイク専用駐車場	伊勢原市伊勢原一丁目457番10
伊勢原駅北口第5自転車等駐車場	伊勢原市伊勢原一丁目419番1

### (駐車できる自転車等)

第3条 駐車場に駐車できる自転車等は、次に掲げるとおりとし、使用区分については、別表第1のとおりとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）
- (2) 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）
- (3) 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車のうち、総排気量0.125リットル以下のもの（以下「自動二輪車」という。）

### (供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 駐車場の定期使用者の申込受付時間は、午前7時から午後6時までとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、前項の申込受付時間を変更することができる。

### (使用の承認)

第5条 駐車場を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 使用の承認を受けようとする者は、伊勢原市営自転車等臨時駐車場定期使用申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。この場合において、学生として承認を申請しようとする者は、学生証又は学生であることを証明する書類を提示しなければならない。

3 第1項の規定による承認は、月単位とし、6月を限度とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を変更することができる。

4 第2項の規定による申請は、6月を超えない期間で行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を変更することができる。

5 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、その使用を承認するときは、伊勢原市営自転車等臨時駐車場定期駐車券（第2号様式。以下「定期駐車券」という。）及び伊勢原市営自転車等臨時駐車場承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

6 定期使用の承認を受けた者（以下「定期使用者」という。）は、交付された定期駐車券を常時携帯し、承認証にあっては、自転車等の指定箇所にはらなければならない。

7 市長は、第1項の規定により使用の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。

(1) 駐車場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他使用させることが駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（定期駐車券の再交付）

第6条 定期使用者は、定期駐車券を紛失し又は損傷したときは、その再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、定期駐車券の再交付を受けようとするときは、伊勢原市営自転車等臨時駐車場定期駐車券再交付申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、損傷したことにより申請するときは、当該損傷駐車券を添付しなければならない。

（住所等の変更の届出）

第7条 定期使用者は、住所、氏名、電話番号又は自転車等を変更したときは、伊勢原市営自転車等臨時駐車場使用者住所等変更届（第5号様式）を市長に提出し、氏名の変更の場合は定期駐車券の、自転車等の変更の場合は承認証の再交付を受けなければならない。

2 再交付の手続は、第5条第2項を準用する。

（使用の中止）

第8条 定期使用者は、使用の中止をしようとするときは、伊勢原市営自転車等臨時駐車

場使用中止届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 定期使用者は、使用の権利を譲渡し、又は定期駐車券を転貸してはならない。

（遵守事項）

第10条 駐車場の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場の入退場の際には、駐車場管理人の求めに応じて、定期駐車券を提示すること。
- (2) 自転車等は、指定された位置に使用者自ら駐車し、施錠すること。
- (3) 定期使用者は、承認証を自転車等の後部の見やすい箇所にはり付けること。
- (4) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品、若しくは著しく悪臭を発する物品等又は動物ペット類を駐車場に持ち込まないこと。
- (5) 他の自転車等の駐車を妨げる行為等駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 防犯登録を受けるように努めること。
- (7) 駐車場管理人の指示に従うこと。

（駐車料金の徴収）

第11条 使用者は、別表第2に定める料金（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

2 前項の駐車料金は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（駐車料金の還付）

第12条 既納の駐車料金は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（使用承認の取消し等）

第13条 市長は、使用者が、第5条第7項各号及び第10条各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の承認を取り消し、又は駐車場の使用を中止させることができる。

（供用の休止）

第14条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、駐車場の構造、設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(損傷等の届出)

第16条 使用者は、駐車場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(損害の責任)

第17条 駐車場において、天災その他の不可抗力により生じた損害及び自転車、原動機付自転車、自動二輪車それぞれの接触、盗難等、市長の責めによらないで生じた損害については、市長は、当該損害の責任を負わない。

(放置自転車の処理)

第18条 市長は、駐車料金を納入しないで駐車場に駐車してある自転車等があるときは、当該自転車等を一定期間保管した後、遺失物法（明治32年法律第87号）その他の法令の規定により処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年10月1日告示第40号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	使用区分
伊勢原駅北口第4バイク専用駐車場	原動機付自転車、自動二輪車
伊勢原駅北口第5自転車等駐車場	自転車、原動機付自転車、自動二輪車

別表第2（第13条関係）

区 分	自 転 車	原動機付自転車 及び自動二輪車
	定期駐車料金 (1月につき)	定期駐車料金 (1月につき)
伊勢原駅北口4バイク専用駐車場	—	一般 1,500円 学生 1,200円
伊勢原駅北口第5自転車等駐車場	一般 1,200円 学生 1,000円	一般 1,500円 学生 1,200円

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市営自転車等臨時駐車場定期使用申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

次のとおり自転車等臨時駐車場の使用を申請します。

使用期間	年 月 日から				箇月	
使用自転車等	・自転車	色	車名		車体番号	
	・バイク				標識番号	
区分	・一般 ・学生	自宅から の距離		km		
駐車位置				担当者		
備考						

\*太線箇所は、記入しないでください。

第2号様式（第5条関係）

表

伊勢原市営自転車等 臨時駐車場定期駐車券（控）		伊勢原市営自転車等 臨時駐車場定期駐車券		
駐車番号		使用期限	年	月
住 所		駐車番号		日
氏 名		駐車料金		円
		様		
使用料				円
使用期限	年		月	日
				伊勢原市長

裏

	<p>（自転車等臨時駐車場使用の条件）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定期駐車券は入退場の際、提示してください。</li> <li>2 指定した場所に自ら駐車し、必ず施錠してください。</li> <li>3 駐車場で生じた事故、損害は責任を負いません。</li> <li>4 継続して使用する場合、使用期限の日までに駐車料金を納めてください。なお、使用料を納入しない場合、駐車場の使用を取り消すことがあります。</li> <li>5 定期駐車券を不正に使用したとき、その他要綱に違反したときは、駐車場の使用を取り消すことがあります。</li> </ol>
--	---

第3号様式（第5条関係）

伊勢原市営自転車等臨時駐車場

承 認 書

駐 車 番 号

--

使 用 期 限

第4号様式（第6条関係）

伊勢原市営自転車等臨時駐車場定期駐車券再交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり 損傷 したので、定期駐車券の再交付を申請します。  
紛失

理 由	
備 考	

損傷した定期券を添付してください。

第5号様式（第7条関係）

伊勢原市営自転車等臨時駐車場使用者住所等変更届

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり届出します。

変 更 理 由	
変 更 後	
変 更 前	

第6号様式（第8条関係）

伊勢原市営自転車等臨時駐車場使用中止届

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり使用の中止を届出します。

理 由	
備 考	